

岐阜県議会
議長 森 正弘 様

2021年 3月 4日

日本政府に選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い
民法改正を求める意見書採択についての請願

請願者 新日本婦人の会岐阜県本部
会 長 稲垣 豊子
住 所 岐阜市徹明通7-13



紹介議員 中川 裕子

【請願の趣旨】

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を認める声はますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。夫婦同姓を強要している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。女性のみにも適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。婚姻の際実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、国連の女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も、日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申していますが、25年間たなざらしのままです。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のありかたについては国民の判断、国会にゆだねるべきだと強調しました。すでに5年以上が経過し、世論調査では選択的夫婦別姓に賛成が70.6% (2020.11/22 早稲田大学法学部調査)という結果も出ています。

岐阜県議会では、「時期尚早。国民的議論になっていない。」という理由で不採択が続いておりますが、オリンピック・パラリンピックで日本のジェンダー平等に世界が大きく注目している今こそ、国に対し、選択的夫婦別姓の導入など、民法改正の意見書をあげられますよう、請願いたします。

【請願項目】

1. 選択的夫婦別姓制度の導入など、ただちに民法を改正する意見書を国に提出してください。